

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第21、議案第22号、香川県広域水道事業体設立準備協議会規約の一部変更についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、河田君。

上下水道課長（河田 数明）

議案第22号、香川県広域水道事業体設立準備協議会規約の一部変更についての提案説明を申し上げます。

今回の変更は、香川県広域水道事業体設立準備協議会に、坂出市及び善通寺市が加入することに伴い、次のとおり規約を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6のその例によることとされた第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

変更内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

アンダーラインの箇所が今回変更しようとする部分でございます。

右側が変更前、左側が変更後でございます。

第3条中「丸亀市」の次に「、坂出市、善通寺市」を加え、第6条第3号中「13名」を「15名」に改めるものでございます。

1ページにお戻り下さい。

附則として、この規約は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第22号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。